令和５年度南砺市議会定例会

令 和 ５ 年 ４ 月 会 議

議　　案　　書

南砺市

令和５年４月会議提出案件

目　　次

その他

承認第　　１号　　専決処分の承認を求めることについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

・専決第３号　南砺市税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

承認第１号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、南砺市税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和５年４月４日提出

南砺市長　田　中　幹　夫

専決第３号

南砺市税条例の一部改正について

南砺市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和５年３月３１日

南砺市長　田　中　幹　夫

南砺市税条例の一部を改正する条例

令和５年３月３１日
南砺市条例第１０号

南砺市税条例（平成１６年南砺市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

第４６条中「第５号の１５様式」の次に「又は第５号の１５の２様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第４８条第１項及び第５項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加える。

第５０条第１項中「第２２号の４様式」の次に「又は第２２号の４の２様式」を加え、同条第２項中「においては」を「には」に改める。

第９８条第１項及び第５項並びに第１０１条第１項中「第３４号の２の５様式」の次に「又は第３４号の２の５の２様式」を加える。

附則第８条第１項中「令和６年度」を「令和９年度」に改める。

附則第１０条中「、第６３条又は第６４条」を「又は第６３条」に、「、第６３条若しくは第６４条」を「若しくは第６３条」に改める。

附則第１０条の２第３項中「附則第１５条第２６項第１号イ」を「附則第１５条第２５項第１号イ」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２６項第１号ロ」を「附則第１５条第２５項第１号ロ」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２６項第１号ハ」を「附則第１５条第２５項第１号ハ」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２６項第１号ニ」を「附則第１５条第２５項第１号ニ」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２６項第２号イ」を「附則第１５条第２５項第２号イ」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２６項第２号ロ」を「附則第１５条第２５項第２号ロ」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２６項第２号ハ」を「附則第１５条第２５項第２号ハ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２６項第３号イ」を「附則第１５条第２５項第３号イ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２６項第３号ロ」を「附則第１５条第２５項第３号ロ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２６項第３号ハ」を「附則第１５条第２５項第３号ハ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２９項」を「附則第１５条第２８項」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第３３項」を「附則第１５条第３２項」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第１７項を次のように改める。

１７　法附則第１５条の９の３第１項に規定する市の条例で定める割合は３分の１とする。

附則第１０条の３第１３項を同条第１４項とし、同条第１２項中「附則第７条第１３項」を「附則第７条第１７項」に改め、同項第５号中「附則第７条第１４項」を「附則第７条第１７項」に改め、同項を同条第１３項とし、同条第１１項の次に次の１項を加える。

１２　法附則第１５条の９の３第１項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から３月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第７条第１６項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）

（２）家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

（３）家屋の建築年月日及び登記年月日

（４）当該工事が完了した年月日

（５）当該工事が完了した日から３月を経過した後に申告書を提出する場合には、３月以内に提出することができなかった理由

附則第１５条の２を削り、附則第１５条の２の２を附則第１５条の２とする。

附則第１５条の６第３項を削る。

附則第１６条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日まで」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「３輪以上のガソリン軽自動車」を「３輪以上の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア（イ）中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア（ウ）a中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附則第１７条の２第１項及び第２項中「令和５年度」を「令和８年度」に改める。

附則第２４条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の南砺市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和５年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和４年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第３条　令和元年１０月１日から令和３年１２月３１日までの間に取得されたこの条例による改正前の南砺市税条例附則第１５条の２及び第１５条の６第３項に規定する３輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

２　新条例附則第１６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。